

「黄金の國、いわて。」おもてなしの店登録要領

第1 目的

国内外からの来県客等に対し、岩手県産農林水産物を使った料理を提供・PRする県内の飲食店及び宿泊施設を「黄金の國、いわて」おもてなしの店に登録し、食を通じたおもてなしにより本県に対する好感度の向上と県産農林水産物の需要拡大を図ることを目的とする。

第2 登録主体

岩手県

第3 登録条件

以下の項目を全て満たす飲食店、宿泊施設のうち、直接消費者に料理を提供する施設とする。

- 1 岩手県内に所在する施設であること。
- 2 本登録制度の目的に賛同し、積極的に県産農林水産物を使用していること。
- 3 使用する県産農林水産物の品目等をメニュー等に掲載するなど県産農林水産物の情報発信に積極的であること。
- 4 県のPRグッズの施設内設置に協力すること。
- 5 県が依頼するアンケートに協力すること。

第4 登録店への支援

県では、登録店に対して以下の支援を行うものとする。

- 1 店頭掲示用のPRグッズの提供
- 2 県のホームページ等による情報発信
- 3 県で作成、発行する印刷物での紹介
- 4 その他、登録店の利用促進のために必要な事項

第5 登録の方法及び登録の取消

登録の方法及び登録の取消は、以下によるものとする。

- 1 登録を希望する飲食店等は、別紙様式（「黄金の國、いわて。」おもてなしの店登録用紙）を岩手県農林水産部流通課あてに提出すること。
- 2 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができるものとする。
 - (1) 登録取消の申し出があったとき
 - (2) 閉店したことが明らかになったとき
 - (3) 登録条件のいずれかに適合しなくなったとき
 - (4) その他登録を取り消すべき重大な事由が生じたとき

第6 その他

この要領に定めるもののほか、登録制度の取扱いに関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年3月9日から施行する。